

# 福岡県公報

平成二十六年八月十二日  
第三千六百十九号  
増刊 ①

## 目次

訓 令 (福岡県訓令第十四号・福岡県教育委員会訓令第五号)

○福岡県産炭地振興対策推進連絡会議規程の一部を改正する訓令

(広域地域振興課) …………… 一

## 訓 令

福岡県訓令第十四号

福岡県教育委員会訓令第五号

本 庁

福岡県産炭地振興対策推進連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年八月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県教育委員会

福岡県産炭地振興対策推進連絡会議規程の一部を改正する訓令

福岡県産炭地振興対策推進連絡会議規程(昭和五十六年四月 福岡県訓令第六号)

一 号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「企画振興部長」を「企画・地域振興部長」に改める。

第五条第四項中「企画振興部次長」を「企画・地域振興部次長」に改め、同条第五項中「企画振興部地域振興課長」を「企画・地域振興部広域地域振興課長」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

- 総務部長
- 新社会推進部長
- 保健医療介護部長
- 福祉労働部長
- 環境部長
- 商工部長
- 農林水産部長
- 県土整備部長
- 建築都市部長
- 教育長

別表第二(第五条関係)

- 総務部 行政経営企画課長
- 企画・地域振興部 次長
- 〃 広域地域振興課長
- 〃 市町村支援課長
- 新社会推進部 社会活動推進課長
- 保健医療介護部 保健医療介護総務課長
- 福祉労働部 福祉総務課長
- 環境部 環境政策課長
- 商工部 商工政策課長
- 農林水産部 農林水産政策課長
- 県土整備部 県土整備総務課長
- 建築都市部 建築都市総務課長
- 教育庁教育企画部 企画調整課長

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。